

東久留米市環境審議会 会議録

1. 会議名 令和 7 年度第 1 回東久留米市環境審議会
2. 日 時 令和 7 年 9 月 26 日 (金) 午前 10 時 00 分から午前 12 時 00 分
3. 場 所 東久留米市役所 7 階 704 会議室
4. 出席委員氏名 (敬称略) 重藤さわ子 (会長)、杉原弘恭 (職務代理)、水戸部啓一、濱中冬行、石井博之、伊藤純一、桑原留里子、榎本義彦、宮川正孝、谷口明子、光永裕子
(以上 11 名)
5. 欠席委員氏名 (敬称略) 上原委員
(以上 1 名)
6. 事務局職員名 関環境安全部長、浅海環境政策課長、高柳課長補佐兼計画調整係長、清水緑と公園係長、井上環境安全部兼企画経営室主幹
コンサルタント会社 (株式会社総合環境計画) 赤井裕、永井凜
7. 傍聴人 0 名
8. 会議次第
 - 1) 開会
 - 2) 議題
 - ①令和 6 年度第 3 回環境審議会会議録 (案) について
 - ②環境審議会及び検討部会における検討の経緯と結果 (概要)
 - ③環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) の概要
 - ④第三次東久留米市環境基本計画 (素案) の策定状況報告
 - ⑤環境基本計画に内包する地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) の策定状況報告
 - 3) その他
 - ①令和 7 年度スケジュールについて

9. 配布資料

- ・次第
- ・令和6年度第3回環境審議会会議録（案） . . . 資料1
- ・環境審議会及び検討部会における検討の経緯と結果（概要） . . . 資料2
- ・環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要 . . . 資料3
- ・第三次東久留米市環境基本計画（素案） . . . 資料4
- ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案） . . . 資料5

10. 令和7年度第1回東久留米市環境審議会

- ・出席者報告 出席11名、欠席1名、定足数に達しており会議は成立

(1) 開会（省略）

(2) 議題

【事務局（X）】

- ・環境審議会の会議録の作成については要点筆記とし、発言者は会長、委員、事務局と表記してきた。委員の皆さんに内容を確認いただき、承認された議事録については東久留米市ホームページで公開してきた。
- ・昨年の4月に会議公開に関する指針が改正され、会議録の取扱いについてより分かりやすい内容とすることが求められていることに伴い、本会議の会議録公表についても個人名ではなく会長、A委員、B委員、C委員や事務局でもXやYといった表記で発言者の個別性が分かるような形で作成及び公表させていただきたいと考えている。

【会長】

- ・現在の議事録では「委員」とまとめて記載されているが、これでは個別性が分からぬ状態となっているため、それぞれの発言者がわかるように変更する。その際に個人が特定されるような表記はしないということである。
- ・異論なければこのような表記で次回以降公開していただきたい。
- ・それでは「資料1 令和6年度第3回環境審議会会議録（案）」についてお気づきの点があれば発言いただきたい。この会議中、もししくは会議終了後に事務局に伝えていただければ問題ない。
- ・期限までにいただいた意見を反映したもので、会議録として決定させていただく。
- ・先ほど事務局からの提案とおり、個人性を付与した状態で、しかし個人が特定されない形に修正して、公開に向けた事務を進めることになる。
- ・続いて「資料2 環境審議会及び検討部会における検討の経緯と結果（概要）」について事務局より資料の説明をお願いする。

【事務局（Y）】

（資料2についての説明）

- ・P.1に令和6年度に実施してきた環境審議会及び検討部会の概要を示している。
- ・P.2に令和7年度に実施してきた検討部会の審議内容等をまとめており、さらに本日の審議内容を簡単にまとめている。これまでに環境基本計画と地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に向けて議論を重ねてきた各会議の概要をまとめている。
- ・P.3では前回の環境審議会までに議論してきた内容を整理して掲載しており、一点目に将来の環境像、二点目に環境基本計画の骨子、三点目に温室効果ガス排出量削減に向けた目標とその対応となっており、資料4と資料5の各資料にまとめている。

【会長】

- ・大きな項目としては事務局から説明した三点を議論てきて、検討部会の方でも検討を進めてきた。前回の環境審議会でも議論の内容について検討部会で検討を進めることについて了解していただいたところである。
- ・最も重要なことは、環境基本計画は環境関連施策の総合的かつ計画的な推進を図るもので、大方針を示すものである。
- ・緑の基本計画・生物多様性戦略や一般廃棄物処理基本計画、区域施策編は実行計画的な位置づけの計画と整合を図りつつ、具体的な施策や数値目標の設定などを整理し、環境基本計画の骨子を議論してきた。
- ・詳細については資料4と資料5の各素案で説明させていただく。
- ・続いて「資料3 環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要」について事務局より資料の説明をお願いする。

【事務局（Y）】

（資料3についての説明）

- ・P.1に環境基本計画の構成を示している。環境基本計画の全体として第1章から第6章、内包する地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含み、さらに資料編を組込んだ構成としている。
- ・第4章については緑の基本計画・生物多様性戦略、一般廃棄物処理基本計画、内包する区域施策編といった実行計画が、環境基本計画との個別方針と整合が図っているかが分かるように示している。
- ・P.2～4については各章の概要を示している。
- ・「第1章 計画策定にあたって」は、主に第三次環境基本計画を策定するうえで、7つの考え方に基づき整理していることを述べている。一点目に東久留米市における環境関連計画の最上位に位置づけられていること。二点目に具体的な役割を持つ個別計画がある場合にはその計画との整合を図ること。三点目に緑の基本計画・生物多様性戦略との次回見直し時期を揃えること。四点目に区域施策編策定は第二次環境基本計画における「今後期間内に強化する主な施策」となっていたため、環境基本計画に大方針を内包したものとすること。五点目に長期総合計画等の市の上位計画や基本方針との整合を図ること。六点目にSDGsや脱炭素、循環経済、ネイチャーポジティブ等の最新の動向を盛り込むこと。七点目に市内すべての人が理解しやすい計画とすることとなっている。
- ・「第2章 東久留米市の概要」は、位置や地形、人口・世帯の変遷、土地利用の長期変遷、産業動向といった4項目より環境に関連する現況を整理している。
- ・「第3章 東久留米市の将来の環境像と方針」は、昨年度から環境審議会や検討部会で検討いただいたものに加え、市民ワークショップでいただいた意見や想いなどを将来像としている。
- ・「第4章 個別方針と取り組みの概要」は、緑の基本計画・生物多様性戦略や一般廃棄物処理基本計画、区域施策編等の個別計画があるもの（個別方針1～7）については、施策の方向性まで示し、市民・事業者・行政の取組などについては示さない。ただし、個別計画がないもの（個別方針8～10）については、施策や各主体の取組内容まで示し、実行計画の機能を有するものとして作成する方針となっている。
- ・「第5章 今後期間内に強化する主な施策（仮）」は、第4章で示した個々の取組を進めることはもちろんだが、国等の動向を踏まえた個別の計画や具体的な仕組み作りが必要な施策を今後期間内に強化する主な施策として位置づけている。
- ・「第6章 計画の推進」は、概ね第二次環境基本計画の内容を踏襲したものとなっているが、点検・評価については、個別方針ごとに点検評価項目を定め、さらに個別方針ごとに進捗を図る取組状況を毎年度点検できるような仕組みを検討している。
- ・P.5に区域施策編の構成を示している。環境基本計画との関係性としては、環境基本計画の第4章の基本方針2、個別方針6に示す施策の方向性以下の施策や取組を示す部分となる。
- ・「第1章 計画の策定にあたって」は、環境基本計画における実行計画の位置づけであることや計画期間、対象の温室効果ガスを示している。
- ・「第2章 地球温暖化とその原因、影響と対策」は、地球温暖化の現状や原因、引き起こされる気象現象への影響や、地球温暖化対策に取り組む必要性を示している。また、世界や国レベルでカーボンニュートラルに向けた削減目標や取組を紹介し、「再生可能エネルギーの導入」や「省エネルギー」に取り組む必要性をまとめている。
- ・「第3章 東久留米市の温室効果ガス排出量と再エネ導入率の現状」は、これまでの東久留米市における二酸化炭素排出量や温室効果ガス排出量の推移を示し、さらに再生可能エネルギー発電量が増加傾向である現状を示している。
- ・「第4章 目指すべき将来像と温室効果ガス削減目標」は、東久留米市でゼロカーボンシティ宣言を表明していること、検討部会で議論して2030年までの温室効果ガス排出量削減目標を55%削減（2013年度比）とすることを案としてまとめている。

- ・「第5章 温室効果ガス削減等に向けた取組」は、実効性のある計画とするために施策や市民・事業者・行政の取組を整理している。構成は環境基本計画と整合を図っている。
- ・「第6章 計画の推進と評価」は、計画期間で目標を達成するための指標を掲げ、評価指標の検討を行った。ここで代表指標となっているものについては、環境基本計画にも示している。

【会長】

- ・事務局から概要を説明いただいたが、資料について補足説明させていただく。
- ・資料4のP. 20が区域施策編に関わる内容となっている。以前に環境基本計画に区域施策編を盛り込むという話であったが、環境基本計画と緑の基本計画や一般廃棄物計画といった他の実行計画との関連性も考慮すると、詳細な内容を環境基本計画には盛り込みます、大きな方向性のみを示した方が機能するという考え方で作成している。
- ・しかし、資料5の区域施策編をみてわかるようにこのまま環境基本計画に挿入するにはボリュームがあるため、今後の編集作業でどのようにするかを検討する必要がある。
- ・また、温室効果ガスの削減目標値の算定方法など、根拠となる資料についても計画書内で示した方がいいとは思うので、どの部分を環境基本計画に示すかを検討する。別資料扱いでPDFを公開する方法もあると思う。
- ・資料5の第1章については区域施策編の策定にあたって、世界的な地球環境の状況だけでなく、基礎自治体として温室効果ガス削減に向けた取組を法律（地球温暖化対策推進法第21条第4項）に基づき実施していることを計画の位置づけとしまとめている。
- ・環境基本計画に内包される計画として区域施策編が策定されることを踏まえると、計画期間は環境基本計画と同様に令和14年度までの7年間の計画としている。
- ・計画の対象とする温室効果ガスは、エネルギー排出由来の二酸化炭素が多くを占めているためその対策が求められるほか、メタンやフロンといった種類の温室効果ガスも対象とし、排出削減に向けた取組を進めていく。
- ・資料5の第2章については地球温暖化とその原因、影響と対策をまとめている。第2回市民ワークショップでは、区域施策編を意識したプログラムとしたが、参加者に対し地球温暖化が進んでいる仕組みや基礎自治体として対策を進める必要性を説明し、メディアが伝えきれていない内容まで網羅して説明している。
- ・地球には温室効果ガスがあるため、温暖な気候が保たれていたが、温室効果ガス濃度が高まったことにより、気温の上昇やそれに伴う気象災害の増加が発生し、生活への影響を及ぼしていることをデータに基づきP. 8まで説明している。
- ・資料5のP. 9からP. 10では、地球温暖化の影響と対策について、国際的にも地球的にも危機的状況となってきており、政治の観点からどのような対策が必要なのかをまとめている。
- ・P. 6からP. 10については難しい内容が含まれるため、パラグラフの最初にキーワード的にテーマを設けているため、そこだけ読んでもらえれば何について書かれているのかが理解しやすいような構成としている。
- ・編集段階で誰もが見やすい構成となるようにさらに工夫をしていく。
- ・P. 10の最後の項目に、対策の柱は「再生可能エネルギーの導入」と「省エネルギー」をしているが、この区域施策編の全体の方向性を示す重要な項目としている。
- ・温室効果ガス削減のために、ごみを減らす、マイバックを持ち歩く等の市民レベルのエコ活動も大変重要であるが、2050年のゼロカーボンを達成するために大幅な削減効果が求められる。
- ・その削減効果が非常に大きいのが「省エネルギー」、また普段使っているエネルギー源を再生可能エネルギーに変えることが重要であることを区域施策編では示している。
- ・第3章のP. 12に太陽光発電設備容量、対電気使用量比再エネ導入量の現状を示しており、東久留米市ではごみ発電などにも取り組んでいるが、その量としては全然足りていない現状を示している。
- ・P. 13からの第4章では、2050年ゼロカーボンを目指した社会の実現を表明していることを目指したうえで2030年の中間年度の数値目標をどのような値に設定するかが非常

に重要な論点となる。

- ・P. 14に東久留米市の温室効果ガス排出量削減目標の表を示しており、現在2030年度の目標値を55%削減としている。この数値の根拠となるのが、本資料のP. 74からP. 80に示す目標感度分析となっており、目標感度分析については7パターンのシナリオとともに検討している。
- ・市の施策を実行しない場合については、電気のCO₂原単位が国の取組によってその排出係数を減らす目標を掲げているため、それに伴い市の排出量も減少していくものとなっており、市としては特に施策などに取り組まないでも約34%削減となる見込みとなっている。
- ・本計画で目指す削減率を約55%とした背景としては、先ほど国が購入電力CO₂排出係数の目標値を達成しつつ、東久留米市でも排出削減に向けた省エネや再エネ対策に十分に取組んだ場合に、2030年に約67%削減できるポテンシャルを秘めていることが歌川部会員の算定により推定できるが、不確定要素があることや2030年までの期間が短いことを考慮すると55%削減を目指すことが妥当であると判断した。
- ・不確定要素としては、家庭や事業所の省エネ設備への切替がなされなかつたり、省エネに有効な電気自動車を選択してもらえないなどの要素が考えられる。
- ・目標達成に向けた取組については、P. 17からP. 33の「第5章 温室効果ガス削減等に向けた取組」でまとめている。様々な施策や取組が示されているが、大筋は省エネと再エネを重視していくことで整理している。
- ・東久留米市については再生可能エネルギーの可能性としては、太陽光発電によるものが非常に大きく、風力発電等はあまり効果を見込めない。
- ・また、電力会社から購入している電力についても、化石燃料由来でCO₂が多く排出されている発電方法より、再生可能エネルギーを活用した発電方法の選択をすることも有効である。
- ・また、「施策の方向㉓ まちづくりや交通などの総合対策を進める」「施策の方向㉔ 資源循環による温室効果ガス排出の削減」における対策に取り組んでいく。
- ・温室効果ガス排出削減における取組みのなかで、省エネ機器や再エネ機器導入による東京都からの補助金は手厚い。
- ・家の断熱改修などには多くの費用がかかるが先立つものがない、といった市民からの相談窓口を市の方で設け、東京都や国の制度を後押しすることによって、東久留米市の脱炭素化を促進することができるのではないかと考えている。
- ・第5章の構成としては、市民や事業者、行政が具体的に何に取り組んでいくかをまとめている。
- ・解説というコラム的な要素も追加し、電球型蛍光灯からLEDへの切り替えた場合、最新のエアコンや冷蔵庫に切り替えた場合、暖房ヒーターから省エネエアコンに切り替えた場合などの削減効果などを視覚的に分かりやすく紹介している。
- ・P. 33では「施策10 情報提供や相談窓口を通じ対策を支援する」とあるが、これについては先ほども説明したが東京都や国の制度を紹介するだけでなく、省エネに取り組んだ場合どのくらいでペイできるか、初期投資はどのくらいかかるかなど、個人ではわかりづらいような情報を提供できる窓口の設置を考えている。

【A委員】

- ・区域施策編について、ここまで分厚い冊子となったのは、検証可能とするためである。緑の基本計画や区域施策編ではある程度数値目標を掲げ、その数値目標を評価しながら計画の進捗を検証していく。また、その数値の変化等要因を検証できるようにまとめている。
- ・温室効果ガス排出削減に向けた取組は市内すべての市民や事業者にも取り組んでいただく必要がある。自分事として取り組み遂行できるために、解説やその効果についても、市民・事業者・行政が何をやっていくべきかという視点でまとめた。
- ・そのような視点で分かりやすさなど、そういう視点でも委員の方からご意見いただきたい。そのうえで事務局や検討部会でブラッシュアップをしていく。

【職務代理】

- ・区域施策編p. 6 「温室効果ガスは、この地表から赤外線を吸収する性質をもっています。」は、「水蒸気と温室効果ガス」とした方がここでは一般論なのでよいのではないか。実際、温室効果の原因としては水蒸気が80%、温室効果ガスが20%とされている。
- ・東久留米市の二酸化炭素排出量では、家庭部門が約半数を占めている。産業部門や業務部門では年々減少傾向となっているが、家庭部門ではあまり減っていないため、家庭部門を中心に今後の取組を進める、といった表現ではなくとも現状を伝える表現としてもいいのではないかと思う。

【B委員】

- ・具体的な施策で、市民や事業者がすべきことといった行動指針がかかっていることが非常に分かりやすいと感じる。
- ・しかし、P. 18の市民の行動に「家庭での高効率な省エネ機器を導入する」と書かれているが、具体的にどのような機器があるのかを具体的に示してもらえると検討しやすいと思う。
- ・また、東久留米市にある事業者にとって環境基本計画と馴染みのない事業者も多くあると思うが、そのような事業者に市の環境施策を届けることが非常に重要ではないかと考えられる。

【会長】

- ・環境基本計画にはコラムをまだ入れ込めていないが、区域施策編には機器導入における効果などのコラムを入れている状況となっている。しかし、区域施策編については相当興味のある人しか見ないとと思うので、環境基本計画の方にもそのような情報を入れ込めるように編集作業の時に留意する。

【B委員】

- ・情報提供や相談窓口を通じて国や東京都の制度を市民や事業者に広報していくといつてもその方法について検討する必要がある。
- ・市がそのような窓口を設置したとしても誰も来なかつたら仕方ないので、市民だけでなく多くの事業者に知ってもらい相談に来てもらう仕組みも検討する必要がある。

【A委員】

- ・特に事業者への支援が難しいところは、業種によって使用する機器が違い、さらにエネルギーベースも少しずつ違うので、個別に支援をしていかないといけない。
- ・ただ全体的に共通してやることは、熱機器を含め電気に切り替えていくこと。重油ボイラーなどの化石燃料を使用する機器をなるべく電気に切り替えることが必要と考えられる。
- ・また、排出原単位の低い電力を購入することがベースとなるが、長期的には相談窓口における診断であったり、自社での分析などに取り組んでもらうことが必要となる。

【B委員】

- ・事業者に対する有効な手段としては、この機器へ切り替えた場合どのくらいのコストダウンにつながりますよ、ということを示してあげることが最も有効だと思う。

【A委員】

- ・環境性能の高い機器を導入した場合、どのくらいで投資を回収できるかなどが有効ということか。

【B委員】

- ・そのとおりで、どのくらいに投資回収できるか、また電力事業者の切替を行ったことにより、どのくらいのコストを削減できるかといったことを示してもらえることができれば非常に効果があると思う。

【C委員】

- ・事業者の視点でみると、事業者が区域施策編にかかれている施策を行うかはどのくらい事業者にとってメリットがあるかを重視するかと思う。
- ・例えはある環境指標の数値についてここまで下げたらいくらかの補助金が出るんで投資した方がいいですよ、といった提案があれば積極的に取り組むと思う。
- ・東久留米市からも事業者に対して施策に対する補助金や費用に対して、フィードバックのようなものがあれば、よりいいのかと思った。

【A委員】

- ・P.33の「施策10 情報提供や相談窓口を通じ対策を支援する」にもつながるが、どのような支援をどのレベルで行っていくかは今後検討していかなくてはいけない部分であると考えている。

【会長】

- ・東久留米市として独自に事業者に対して何かをする予定などはあるのか。

【事務局（Y）】

- ・現時点では、ご指摘いただいた事業者あるいは市民に対するCO₂排出抑制に資するその補助金というものは設けていない。
- ・今後のことについてだが、厳しい財政状況の中で新たな補助を設けていくってことは容易ではない。加えて、幸いなことに、東京都の方でありとあらゆるその補助金、補助メニューがもうすでにリリースされているので、まずは、この東京都の複雑な制度を広く市民や事業所の方に向けて発信することが大事と考えている。

【D委員】

- ・資料5のP.5における文章において、「農業・漁業生産や収穫量が確保できない」といった文章については一般的に言われているためその表現でいいと思うが、個人的には昆虫類もかなり地球温暖化の影響を受けていると感じる。
- ・身近な例では、例年ツクツクボウシが8月中旬から鳴いていたが、9月中旬過ぎた現在においても鳴っていない。影響がかなりあるのではないかと感じている。
- ・そのため「2-1 地球温暖化とその原因」における文章には、身近な生き物の生息・生育環境が脅威にさらされているといった文章を追加した方が良いのではないか。

【会長】

- ・環境基本計画においては生物多様性の観点から意識していた。

【D委員】

- ・生物多様性との関連から環境基本計画に入っているのは重要だと思うが、地球温暖化対策の計画にも影響があるため入れてほしいと考えている。
- ・カメムシのような害虫が増えたりするため、そのような状況を知らない人が多いため、発信した方がいいと思っている。
- ・また、温室効果ガスの6ガスについて小文字と大文字の表記については改めて確認いただきたい。

【E委員】

- ・区域施策編についてかなり読み応えがあるものだが、どのような方を対象とするのか。

【会長】

- ・検討部会でも様々な議論したが、結局は環境に興味がある人しか区域施策編は読まないと思われる。
- ・しかし数値目標を示したからには根拠となるデータを示す必要があるし、環境基本計画に示す抽出されているデータのみでは足りない。そのため数値目標として定めていけるうえではエビデンスを示していかなくてはいけないと考えている。

【E委員】

- ・省エネのためにソーラーパネルを屋根に設置しているが、温度が上昇すると発電量が減少する。一般的な人はその仕組みについて意外と知らない人が多いと思うが、春や秋の涼しい時期の方が発電量は上がる。日射量ではなく日照時間に寄与する。
- ・ソーラーパネルの温度が上がってしまうと発電量が減少するため、温度が上がりにくい材質のものにしないと効果が低い印象を受ける。
- ・また、大きな問題として廃棄するときにどのようにするか問題となっていると思う。

【A委員】

- ・有害物質が含まれているため、廃棄する際の問題も考える必要がある。
- ・国でもその対策を考え法律を作ろうとしたが頓挫している状況となっている。
- ・問題は認識しているが、法律がまだできていない状態の為、いずれにしろ処分方法についてはさらに検討進める必要がある。いまのリサイクル法では対応できていない。

【E委員】

- ・最終的な部分がまだできていない印象を受ける。

【A委員】

- ・その部分については国の動きを注視していくとともに、自治体としては不法投棄されないようにするなどの取組も必要だと思う。

【F委員】

- ・公園横のマンションに住んでいるが、今年の6月から8月くらいにかけて遊具が見えないくらい植物が生い茂っていたが、行政がきれいに整備してくれたが、整備から2週間程度経過したのちにもまた木々が生い茂っている状態に戻った。
- ・公園などの木々について、木陰ができる涼めるいい部分と、ゲリラ豪雨による猛烈な風雨により枝が折れるという危険性もあるため、どちらのメリットも生かせるようにしたいと考えている。
- ・近隣自治体では資源ごみや粗大ごみを家具職人が修繕したりして、再利用している事例もあるが東久留米市ではそのようなことは実施していないと思う。
- ・東久留米市には湧水もあることから、ホタルの復活などまだ見込めると考えている。
- ・夏の暑い時期ではエアコンの室外機から出る熱風のせいで息苦しく、毎年続くのかと考えると厳しいと感じる。しかし室外機から出る熱風を防ぐためにエアコンを止めることも違うので難しい問題である。
- ・また線状降水帯等の豪雨が発生した時に、川の氾濫が心配になり様子を見に行く人もいると思うので、そういったことを防止するために行政から市報を活用し、積極的に呼びかけることも必要だと思う。
- ・また、外国人に関するごみ問題も抱えていると思う。ごみの出し方についてルールを無視した形になり、注意しても言葉が伝わらずごまかされる事例もあるため、その問題について解決していく必要があると思う。
- ・ごみの出し方については外国人だけでなく、認知症が入った高齢者も正しく出せない状況も増えている。そのような現状を踏まえて説明会や対策を打つことが今後求められると思う。

【会長】

- ・環境基本計画の「施策の方向⑦ 適正な分別とごみ処理を進める」といったものが設けられているため、それにより具体的な意見を踏まえた施策がカバーされている。

【G委員】

- ・点検・指標において様々な指標を数値化していただいたが、その数値の根拠など、数式などがあれば示した方がいいと思う。
- ・フロンの排出量を抑えていくことは、クーラーに使用されているため難しい。技術的に変えることが必要だが、今後は更なる技術開発が求められると思う。

【会長】

- ・フロンについても将来的にどのような規制が出るだろうかというところも検討する必要がある。
- ・現実的にノンフロン製品が購入できるかというと難しい状況である。

【G委員】

- ・そのような状況を踏まえると更なる産業化を目指す必要があると考えられる。そうしないと環境を維持できないと考えている。
- ・産業化への技術開発を東久留米市としてどのように支援していくかを記載できれば非常に素晴らしいと考えられる。

【会長】

- ・区域施策編におけるご意見は一通りいただいたが、点検評価についてはこの後説明する環境基本計画にもかかわる部分なので、その際に回答させていただく。
- ・資料のP. 36とP. 37に区域施策編に関わる点検・評価に係る指標をまとめているが、議論する際に緑の基本計画や一般廃棄物処理基本計画といった具体的な施策がかかる個別計画との関係性について、環境基本計画では代表指標として評価する方針を取ろうとしている。
- ・施策の進捗状況を管理するために自己点検が非常に重要と考えている。しかし実際にその施策を動かしているのは府内の各部署となっており、環境審議会ではかんきょう東久留米をもとに、施策の進捗状況を点検・評価してきた。
- ・しかし府内からこのような活動をしましたといった報告を環境審議会で評価する形では、詳細に各項目を評価することが難しかった。
- ・今後、環境審議会では環境基本計画に設けられた代表指標を確認し、その他個別計画に設けられたほか指標については各部署で年度単位に進捗を確認してもらう方法が良いのではないかと議論の結果考えている。
- ・そのため区域施策編のP. 36とP. 37には、「環境基本計画の指標と点検・評価」というものと「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の指標と点検・評価」という項目を2つ設ける形をとっている。
- ・地球温暖化対策においては、温室効果ガス排出削減率やエネルギー消費量、電力消費量がどの程度減らせたかといった、事実ベースに基づいた評価とその達成状況における施策を推進している。
- ・省エネ機器への切替や細かい部分については、府内の各部署で毎年データソースに基づき評価してもらう。いま示している指標については市でもデータが入手できる情報に絞っている。また評価に関する方法についても各指標で検討したため、府内各部署で自己点検が可能となっている。
- ・アンケートについては現場レベルでの進捗状況を図るために記載した。理想では毎年アンケートを実施してその進捗状況を図ることが重要だが、分析に時間がかかることや費用もかかるため三年に一度という期間にしている。
- ・また、アンケートの内容についても今回の策定したタイミングで重要と考えられる項目や進捗を図るために有効と考えられる項目を記載したので、アンケート設計時に有

効となると考えている。

【A委員】

- ・環境基本計画のP. 32を見てもらうとわかるように、区域施策編で代表指標として設けた指標については、環境基本計画の指標として掲載されることになる。
- ・区域施策編の代表指標となっている「温室効果ガス排出削減率」「エネルギー消費量」「電力消費量」では、環境基本計画の個別方針6が該当する。

【会長】

- ・環境基本計画について先ほど事務局からも説明したが、内容を補足させていただく。
- ・資料3のP. 2からP. 4に示している章別の特徴と資料4を並行して説明する。
- ・環境基本計画の「第1章 計画策定にあたって」という部分について、現行計画では東久留米市環境基本条例と東久留米市環境基本計画の関係性を示した図を示していたが、今年度に実施した市民ワークショップで「東久留米市の好きなところ」というテーマでグラフィックレコーディングを作成したものを挿入している。市民の環境に関する想いなどが示されているため活用している。
- ・P. 2からは環境基本計画の方針と背景を示しており、前回策定されたときからネイチャーポジティブや温室効果ガスがもたらす地球温暖化と気候変動問題が表面化した。
- ・先ほど地球温暖化と生物多様性についても重要な関わり合っている等のご意見も頂いているとおり、その二つの分野は二大柱になっていると感じている。
- ・さらに環境と経済と社会の総合的なアプローチが必要だと検討部会でも、審議会でも議論になっているが、SDGsでもそのような理念を包括している。
- ・環境政策は環境の問題を取り扱うだけでなく、人々の健やかな暮らしを実現するために環境基本計画があるということも検討させていただいている。
- ・第三次環境基本計画を策定する方針としては7点あげており、環境をめぐる社会情勢等を踏まえて検討している。
- ・策定方針⑦に「市内すべての人が理解しやすく取り組みやすい内容とする」を挙げているが、こちらについてはまだ難しい表現が含まれていたりするため、編集段階で調整する。
- ・計画策定の背景としては、地球温暖化や生物多様性をめぐる国際的な動きをまとめている。我々の経済を守ることを念頭に地球環境や生態系の保全を進めることが求められている。
- ・計画の位置づけは、第二次計画から内容を変更している。GX推進方針やSDGs推進方針なども明確に位置づけられているため、それらの推進方針を示し、更に環境基本計画の実行計画機能を有する緑の基本計画や一般廃棄物処理基本計画、区域施策編との関連も示している。
- ・推進主体については第二次計画から大きな変更はない。内容を踏襲している。
- ・計画期間は緑の基本計画の終了年度である令和14年度とあわせ、次期計画を環境基本計画と緑の基本計画を一体的に検討するため、第三次環境基本計画は7年間の計画期間としている。
- ・範囲については検討中であるが、示し方など含め今後検討部会で議論を進める。審議委員の方にも確認いただき、ご意見いただきたいと考えている。
- ・続いて第2章には東久留米市の概要を①位置と地形、②人口・世帯の変遷、③土地利用の長期変遷、④産業動向の4つの視点からまとめている。特に本市の特徴となっている湧水の状況についても図面にまとめている。
- ・第3章には東久留米市の将来の環境像と方針を示しており、検討部会でも意見を多く頂いた箇所である。これまで開発されてきたなか、守ってきた自然を保持してきたが、今後さらに積極的に進めるために、守るだけでなく前進していきたいと考えている。
- ・将来の環境像に基づく考え方として、「私たちは将来にわたって、この豊かな自然とそれらを守り育ててきた活動、この自然から恩恵を受けている生活を大事にし、温暖化などの地球環境問題によって脅かされている自然環境や暮らしを守り、さらに向上

- していく“まち”でありたいと思います。」を示し、積極的な想いを示している。
- ・P. 12から計画の具体的な内容を基本方針、個別方針ごとに示している。
 - ・P. 14に計画の体系を示し、基本方針・個別方針・施策の方向性を一覧で示している。こちらについて、緑の基本計画・生物多様性戦略、区域施策編、一般廃棄物計画との関連性が分かるように示している。
 - ・個別方針1から5は緑の基本計画と整合を図り、施策の方向以下の施策や取組については、緑の基本計画で示すこととしている。
 - ・個別方針6は区域施策編と整合を図り、施策の方向以下の施策や取組については、緑の基本計画で示すこととしている。
 - ・個別方針7は一般廃棄物処理基本計画と整合を図り、施策の方向以下の施策や取組については、緑の基本計画で示すこととしている。
 - ・ただし、個別方針8から10については関連する個別計画が無いため、施策や取り組み、市民・事業者・行政の役割についても示す方針としている。
 - ・P. 28では第5章 今後期間内に強化する主な施策(仮)を示しており、5つの施策を設けている。第4章で示した内容から発展させたもので、環境基本計画に記載しておくと、今後序内で取り組んでいく際に予算や他関連施策との動きが取れやすくなるだろうと期待している。
 - ・P. 29から第6章 計画の推進を示しており、特にP. 30に示す「東久留米市環境基本計画の推進体制」について事務局側で検討いただいた。「点検・評価」については環境審議会が評価するところと腸内環境委員会が自己評価する部分が分かるように示している。
 - ・先ほど区域施策編で説明した代表指標については、P. 32に示す「点検・評価」に示しまとめている。

【職務代理】

- ・区域施策編等の個別計画に示す指標と環境基本計画に示す代表指標の取扱いは理解できるが、補助指標という表記はよくないと思う。指標は全て同格という意味でないといけない。

【会長】

- ・代表指標は環境審議会で評価する指標を示している。そのため代表指標と補助指標と表現するとその関係性は正しくない。

【職務代理】

- ・代表指標に加え、各計画における個別方針ごとの施策の取組状況を毎年度点検するといった表現にした方が適当ではないか。

【会長】

- ・ご指摘いただいたもので修正する。
- ・続いて、H委員とI委員にも環境基本計画だけでなく、区域施策編に関する意見をいただきたい。

【H委員】

- ・ボランティア活動を行っているが、最近木が枯れていっているが、その対策としては木同士の距離を保つことが重要と考えられる。いまある樹木についても近隣の住民などが世話をすることは当然だと思っている。
- ・新しく公園等を整備する際に樹木を植えるときに、最初は3から5m程度の大きさだと思うが、20から30年後になると大木になったりして、私たちの子ども世代が世話をする立場になる。
- ・将来樹木が成長したことを考えて、樹木の選定を行ったり、日光を確保できるように樹木間を確保することを考えて本数や密度を考慮して、植える必要があると考えてい

る。

- ・緑を増やし、緑被率を上げることは重要ではあるが、20年から30年という長い期間で樹木の管理をどのようにしていくかを計画段階で検討することが必要だと思う。
- ・具体的になりすぎるとと思うが、住民に協力いただかなければいけないと思われる所以、市民の取組等のレベルで記載することも必要と考えられる。

【A委員】

- ・いまの意見は資料4のP.18「施策の方向13 緑の質の向上」に関連する。緑の基本計画において施策や取り組みをまとめている。計画のため、抽象的なレベルで記載をしている。
- ・指摘いただいた件について、長期的に樹木の成長状況を計画する必要があるということは非常に重要な視点である。

【会長】

- ・ボランティア活動において感じている声などをコラムとして紹介できればいいと思う。計画には書けないが、実際に作業している方が感じている事例を紹介できれば、具体的な課題などを市民に共有できるのかもしれない。

【H委員】

- ・年に2回程度、市役所の方と集まって話し合う機会がある。そのようなときに市の方に共有できればいいが世間話が多くなっている。

【会長】

- ・そのような世間話から抱えている問題や課題などを見出せたらいいと思う。

【F委員】

- ・市が管理している公園や緑地については定期的に樹木の剪定だけでなく落ち葉の管理などを実施していると思うが、現状どうなっているのかわからない。

【会長】

- ・そのような現状抱えている問題などをコラムとして環境基本計画に示すことは大変意義があることだと思う。

【I委員】

- ・資料5のP.36に示している点検・評価について、「省エネ性能の高い建築物の普及」という施策について、データソースに「R7年以降の東久留米市の建築確認申請と省エネ改修補助金件数」を示しているが、4月に建築基準法改正が改正されたので、R7年度とした方がよい。
- ・省エネ性能の高い建築物の普及の進捗状況を図るために、省エネ改修補助金件数だけでは足りないと思う。建築設備は大体10年から15年で改修すると想定されているが、多くの人はその期間以上に使用している。
- ・昭和56年以前の古い建物に関して空き家となっている建築物も多くなっているため、その除却率を考慮する必要がある。つまり、古い建築物も住宅総数という母数の一部となり、新しい省エネ性能の高い建築物が分子という位置づけになるため双方を考える必要があると思う。
- ・市では除却数については場合、件数を把握できる状況にあると思われる。建物が建っている土地であるかないかはわかると思うので、そのようなことを考慮して指標とした方がいい。

【会長】

- ・固定資産の話になると庁内ではどの課が担当しているのか。

【事務局（Y）】

- ・課税課である。課税情報の取り扱いについては地方税法上の定めがあるため、現時点では明確には申し上げられないが、庁内で調整する必要がある。

【I委員】

- ・年に一度、検査する必要があるため市の方ではある程度分かると思う。
- ・古い建物がなくなっていく分を考慮して、新しい建物がどれくらい建設させたかを計上しないと、実情と合わない数値になることを懸念されるため意見した。

【会長】

- ・データの取得方法や取り扱いを事務局側でも議論してきたため、そのようなご意見は非常に参考になる。他の指摘事項はあるか。

【I委員】

- ・樹木に関して、隣家に木の枝などがあみ出していた場合切ってもよいことに法律で変わったが、東久留米市ではそれにかかる費用について助成金を出していると思う。
- ・助成金を出している以上、きちんと件数や状況などを管理する必要があると思う。

【会長】

- ・指標の数値の取扱い方などについては追ってご相談するかもしれないがその際は協力いただきたい。他に意見あるか。

【職務代理】

- ・基本計画素案のP.7に委員資料として配布した「(5) 環境と計画のつながり」という図がコラムとして入っていた。環境基本計画は他の計画との関係性もわかった方がいいと思うので、挿入することを検討いただきたい。
- ・他にも第二次基本計画コラム1に関する詳細な図や、東久留米市主要計画スケジュールもつけた。P.7に示している期間については、環境基本計画と緑の基本計画・生物多様性戦略の2つしか載せていないが、GX推進方針などの主要な計画期間も入れた方がいいと考えたが、シンプルにするために現状の案でもいいとも考えられる。
- ・しかし他計画のスケジュールについても文章で補完することも必要だと考えられる。

【会長】

- ・関連計画として示しているのが、「緑の基本計画・生物多様性戦略」となっているが、計画全体でみると他にも関連計画としているものが多い。
- ・環境審議会として環境基本計画や緑の基本計画を取扱うが、メッセージとして他計画の期間等を考慮するという記載についても検討部会の方で議論させていただく。

【I委員】

- ・資料5のP.36からP.37における点検・評価に書かれている「3年後のアンケートで確認」という項目について、蓄電池に関する項目があるが、蓄電池に関する指標を設けないのか。

【A委員】

- ・検討部会でもそのような議論となつたが、実際にデータとして数値を取ることが非常に難しい。また、現在の導入率が0.5%くらいと低い数値となっているため、数値目標とするには非常に難しいと判断し、3年後のアンケートとして聞くのが妥当だらうと判断した経緯がある。
- ・個人的な感覚ではあるが、蓄電池の価格がまだ高く、導入する費用の方がかかってしまう状況にあるため導入率が低い。もう少し価格が下がり、普及してくれれば指標とす

ることに意味はあると思うが、実際には次回の計画改定がそのタイミングとなるかもしれない。

【I 委員】

- ・太陽光パネルと蓄電池とEVを家の中に導入すると一番効果的と言われている。

【A委員】

- ・資料5のP. 27に「太陽光発電を導入するメリットと、発電した電気の活用方法」という解説を設けている。

【会長】

- ・使い方とか情報提供、相談窓口を用意して、消費者側のメリットや有意義な情報を提供することが今後重要になってくると考えている。
- ・いろいろなご意見をいただいたが、その意見をもとに検討部会だけでなく作業部会でも今後さらに検討していく。
- ・今後のスケジュールについて事務局から連絡事項等あれば連絡して欲しい。

【事務局（X）】（今後のスケジュールについて説明）

【会長】

- ・委員の皆様には最後の編集作業で力添えいただくことになるかも知れないでの際はご協力いただきたい。
- ・本日は有意義なコメントや指摘いただき、それを検討部会の方にも展開し、検討を進めていく。

【事務局（Z）】

- ・最後に、令和8年第1回定例会で、現行の東久留米市公園条例を廃止して、新たに東久留米市立公園条例というものを制定する予定である。これに伴い、環境審議会委員の皆様にご意見を伺いたいと思っている。
- ・10月27日の環境審議会で、ご意見をいただく予定ではあるが、その前に条例改正案等も含めて新しい条例案をメールで送付させていただく。
- ・そのメールの本文等に、概要、今回それを廃止する定も含めてご説明をさせていただく予定だが、審議会より前に資料として一旦お送りさせていただくので、ご確認いただきたい。

【会長】

- ・本日の議題は全て終了した。これをもって令和6年度の環境審議会を終了させていただく。

以上